



令和6年1月9日
内閣府政策統括官（防災担当）

令和6年能登半島地震に係る 被災者生活再建支援法の適用について（富山県）

- 令和6年能登半島地震による災害について、富山県から、住宅に多数の被害が生じ被災者生活再建支援法に定める自然災害に該当するものと認め、同法を適用する旨の報告があった。
- 今後、以下の区域において、住宅が全壊した世帯、大規模半壊した世帯及び中規模半壊した世帯等については、申請により被災者生活再建支援制度が適用され、住宅の再建方法等に応じて、被災者生活再建支援金が公益財団法人都道府県センターから支給される。

該当区域	発生日	適用基準 (支援法施行令)	住宅被害(世帯)		
			全壊	半壊	床上浸水
氷見市 (ひみし)	1月1日	第1条第5号	5以上	—	—

注：上記の数値は令和6年1月9日（火）10時00分現在の富山県からの報告による。
同数値は今後の調査によって変動することがある。

<参考>

- 支援金支給の仕組み（法第18条）
被災者生活再建支援金は、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支給する制度であり、その1/2については国が補助することとされている。
- 対象となる自然災害（法施行令第1条）
今回の適用は、被災者生活再建支援法施行令第1条第5号（同条第3号又は第4号に規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口10万未満のものに限る。）の区域であって、同条第1号から第3号までに規定する区域のいずれかに隣接し、かつ、その自然災害により5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害）に該当することによる。
※1 令和6年能登半島地震による災害では、石川県（県内全域）において支援法を適用。
※2 氷見市は石川県に隣接し、人口43,950人（令和2年国勢調査による）であり、人口100,000人未満であることから全壊5世帯以上で第5号に該当。

（富山県においても同時発表。）

本件問合せ先 内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（被災者生活再建担当）付 宮下、津軽、北島 TEL 03-5253-2111（内線51279） 03-3503-9394（直通）
